

協議 1

令和7年度事業（介護保険事業、高齢者福祉事業）計画について

《基本方針》

大船渡市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努め、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現などを図るために各種事業を実施する。

1. 介護保険事業（地域支援事業）

事業名	事業内容 新たな取組等
介護予防・生活支援サービス事業	要支援認定者や事業対象者に対し、適切な介護予防ケアマネジメントを行い、本人の自立支援につなげるとともに、多様なサービスを充実し、地域の支えあいの体制づくりを推進する。 【予算額】 98,830 千円
一般介護予防事業	住民主体の「通いの場」での交流を通じた地域づくりと高齢者の自立支援に取り組むとともに、要介護状態等になっても、生きがいをもって生活できる地域の構築を目指す。 【予算額】 5,448 千円
総合相談支援事業	在宅介護支援センターに相談窓口を設置し、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、適切なサービスの利用につなげる。 【予算額】 2,977 千円
生活支援体制整備事業	地区版の地域助け合い協議会による地域に実情に応じた助け合い活動が実施されるように支援する。 【予算額】 6,972 千円
認知症総合支援事業	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症の人やその家族への支援体制の強化を図る。 【予算額】 4,492 千円
家族介護用品支給事業	在宅の要介護者の介護を行う市民税非課税世帯の家族に対し、介護用品を支給する。 【予算額】 2,160 千円
家族介護慰労手当支給事業	在宅で介護を行っている市民税非課税世帯の家族に対し、家族介護慰労手当を支給する。 【予算額】 400 千円
ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業	市民税非課税世帯のひとり暮らし高齢者に対し、緊急時に迅速かつ適切な対応を行うため、緊急通報装置を貸与する。（固定型と携帯型） 【予算額】 8,000 千円

2. 高齢者福祉事業

事業名	事業内容 新たな取組等
大船渡市シルバー人材センター補助金交付事業	高齢者の福祉の増進と活力ある地域社会づくりに寄与するため、シルバー人材センターに運営費を助成し、高齢者の就業機会の拡大を図る。 【予算額】 8,500 千円
老人クラブ育成補助金交付事業	老人クラブ連合会及び市内単位老人クラブに対して補助金を交付し、地域での社会参加活動やクラブ相互の交流促進を図る。 【予算額】 2,400 千円
敬老祝金支給事業	100 歳到達者に対し、長寿を祝い、祝金を支給する。
敬老会開催補助金交付事業	敬老会を開催する地区公民館又は高齢者介護施設に対し、75 歳以上の高齢者 1 人あたり 1,300 円を助成する。 【予算額】 11,119 千円
大船渡市デイサービスセンター改修事業	施設老朽化に伴い、トイレ等の改修工事を実施し、施設の環境改善を図る。 【事業費】 16,602 千円
高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	日常生活に支障のある要介護認定を受けた高齢者の住宅の改善に要する経費に対して、補助金を交付し、在宅福祉の向上を図る。 【予算額】 3,200 千円
老人保護措置事業	在宅で生活することが困難な高齢者を養護老人ホームに入所措置する。 【予算額】 97,472 千円
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	75 歳を境に医療保険者が変わることから、複数の疾患がある高齢者の特性に応じたきめ細やかな事業を実施する。 【予算額】 2,663 千円
成年後見支援センター運営事業	成年後見制度利用に係る一次相談窓口「まるさぽ」の業務を大船渡市社会福祉協議会に委託し、制度の充実を図る。 【予算額】 2,000 千円
気仙地区成年後見センター運営事業	2 市 1 町で気仙地区成年後見センターを合同設置し、中核機関として委託により運営する。 【予算額】 4,267 千円
【新】軽度難聴者支援事業	聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けることができない 65 歳以上を対象に、世帯の課税状況により、補聴器の購入費用の一部を支給する。 ・令和 6 年度まで、地域福祉課で実施。 ・令和 7 年度から、65 歳以上について、長寿社会課が対応。 【予算額】 1,600 千円

協議 2

令和 7 年度介護保険特別会計歳入歳出予算（地域支援事業分）

【歳 入】

1. （款）保険料

1. （項）介護保険料

（単位：円）

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
1. 第1号被保険者保険料	46,480,000	47,139,000	△ 659,000	地域支援事業分
計	46,480,000	47,139,000	△ 659,000	

3. （款）国庫支出金

2. （項）国庫補助金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	28,207,000	27,354,000	853,000	現年度分
3. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	34,364,000	36,781,000	△ 2,417,000	現年度分
計	62,571,000	64,135,000	△ 1,564,000	

4. （款）支払基金交付金

1. （項）支払基金交付金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
2. 地域支援事業支援交付金	30,463,000	29,541,000	922,000	現年度分
計	30,463,000	29,541,000	922,000	

5. （款）県支出金

3. （項）県補助金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
1. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	14,104,000	13,677,000	427,000	現年度分
2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	17,181,000	18,391,000	△ 1,210,000	現年度分
計	31,285,000	32,068,000	△ 783,000	

7. （款）繰入金

1. （項）一般会計繰入金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
2. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	14,104,000	13,677,000	427,000	現年度分
3. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	17,181,000	18,391,000	△ 1,210,000	現年度分
計	31,285,000	32,068,000	△ 783,000	

歳入総合計	202,084,000	204,951,000	△ 2,867,000	
-------	-------------	-------------	-------------	--

【歳 出】

4. (款) 地域支援事業費

1. (項) 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位：円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
1. 介護予防・生活支援サービス事業費	98,830,000	95,180,000	3,650,000	訪問型・通所型サービス費負担金 等
2. 介護予防ケアマネジメント事業費	8,189,000	8,087,000	102,000	人件費、委託料（介護予防ケアマネジメント）等
計	107,019,000	103,267,000	3,752,000	

2. (項) 一般介護予防事業費

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
1. 一般介護予防事業費	5,448,000	5,787,000	△ 339,000	報償費、委託料（体力づくり講座）、補助金（高齢者交流サロン運営事業）等
計	5,448,000	5,787,000	△ 339,000	

3. (項) 包括的支援事業、任意事業費

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
1. 地域包括支援センター運営事業費	62,485,000	68,861,000	△ 6,376,000	人件費、委託料（システム機器保守）、賃借料（システム機器）等
2. 総合相談事業費	2,977,000	2,977,000	0	委託料（相談窓口設置）等
3. 権利擁護事業費	30,000	30,000	0	研修旅費、消耗品費 等
4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	33,000	22,000	11,000	研修旅費 等
5. 任意事業費	12,135,000	11,703,000	432,000	報償費、委託料（ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業）、扶助費（家族介護用品支給事業）等
6. 在宅医療・介護連携推進事業費	74,000	74,000	0	報償費 等
7. 生活支援体制整備事業費	6,972,000	7,416,000	△ 444,000	報酬、研修旅費、委託料（地域助け合い協議会運営事業）等
8. 認知症総合支援事業費	4,492,000	4,395,000	97,000	人件費、研修旅費、委託料（講座・体験学習事業） 等
9. 地域ケア会議推進事業費	59,000	59,000	0	報償費、研修旅費、消耗品費 等
計	89,257,000	95,537,000	△ 6,280,000	

4. (項) その他諸費

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
1. 審査支払手数料	360,000	360,000	0	審査支払手数料
計	360,000	360,000	0	

歳出総合計	202,084,000	204,951,000	△ 2,867,000	
-------	-------------	-------------	-------------	--

協議 3

令和 7 年度地域密着型サービス事業所等の指定について

1 地域密着型サービス事業所等の指定

地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所を下記のとおり指定することについて、介護保険法第 78 条の 2 第 7 項及び第 115 条の 12 第 6 項の規定により意見を求めます。

記

(1) 申請者 社会福祉法人 典人会

(2) サービスの種類

- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護

(3) 申請内容

- ① 事業所名 小規模多機能ホーム「ひまわり」
- ② 事業所所在地 大船渡市大船渡町字山馬越 196 番地
- ③ 指定年月日 令和 7 年 6 月 1 日

(4) 申請理由

利用者が減少している気仙デイスサービスセンター「ぬくもり」（地域密着型通所介護）と介護老人福祉施設「ひまわり」（短期入所生活介護）を廃止し、新たに小規模多機能型居宅介護を開始することにより、利用者の利便性の向上を図るもの。

2 介護予防支援事業所の指定

介護予防支援事業所を下記のとおり指定することについて、介護保険法第 115 条の 22 第 4 項の規定により意見を求めます。

(1) 申請者 株式会社にじゅうさん

(2) サービスの種類 介護予防支援

(3) 申請内容

- ① 事業所名 居宅介護支援事業所につこにこ
- ② 事業所所在地 宮城県名取市みどり台三丁目 4 番地 5
- ③ 指定年月日 令和 7 年 6 月 1 日

(4) 申請理由

令和 7 年大船渡市大規模林野火災により、宮城県名取市に避難していた大船渡市の被保険者に対する介護予防支援を実施するため、介護予防支援事業所を指定するもの。

(5) その他

当該事業所は、宮城県名取市から介護予防支援の指定を既に受けております。

協議 4

介護サービス施設整備及び運営事業者の公募について (令和8年度の整備分)

1 整備計画内容

種 別	整備地区	整備数	定員数	整備方法
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	吉浜地区	1 箇所	9 床	新設

2 施設整備に係る補助金額等

種 別	補助金額(基礎額)	補助事業名
認知症高齢者グループホーム	3,360万円 (1施設当たり)	介護施設等整備事業費補助金(県補助)

- 備考 1 補助金額と補助事業名は現時点での内容であり、今後、岩手県補助金交付要綱等の改正により、内容が変更される場合があります。
- 2 補助金額は、岩手県での事業計画等の審査を経て決定されますので、大船渡市への応募をもって補助金の交付が確約されるものではありません。
- 3 上記補助金の交付に併せて、介護施設開設準備経費等事業補助金が交付されます。
- 4 運営事業者の選定と岩手県への申請をもって補助金の交付を確約するものではありませんので、仮に、岩手県の補助金が活用できない場合も想定して、事業計画を策定するようお願いします。

3 応募事業者の資格と要件

- (1) 令和7年4月1日時点で大船渡市内に主たる事務所又は事業所を有する法人であること。
※法人とは、社会福祉法人、医療法人、株式会社、特定非営利活動法人などを指します。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に定める欠格事項に該当しないこと。
- (4) 厚生労働大臣が定める「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」など、老人福祉法及び介護保険法関係基準を満たしていること、又は事業開始までに当該基準を満たすことが確実であること。
- (5) 地域密着型サービス事業の運営を直接行う事業者であること。
- (6) 施設を整備する土地と建物は、事業運営主体が所有権を有すること、若しくは取得が見込まれること、又は賃貸借契約の締結が確実であること。
- (7) 整備計画年度中に本体工事に着工すること。
- (8) 介護サービス施設の種別ごとに、1法人は1つのみ応募（提案）することができる。また、整備計画年度が異なる場合は、同じ介護サービス施設の種別に応募（提案）することができる。
- (9) 運営事業者は、大船渡市ささえあい長寿推進協議会並びに大船渡市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会の意見を踏まえ、大船渡市長が決定する。この場合に、市長が必要と認める場合は、ヒアリング及び整備予定地の現地確認を行う。
- (10) 応募した法人に対し、開設提案の内容等について説明を求める場合がある。
- (11) 応募がない場合及び事業者の決定に至らなかった場合には、応募事業者の範囲を市外の法人まで拡大して再度公募を行う場合がある。

4 公募の周知方法

- (1) 市内関係法人等への文書送付
- (2) 市ホームページへの掲載

5 公募期間（予定）

令和7年5月30日から令和7年6月30日まで